

専決処分第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成30年10月1日

四万十町長 中尾 博憲

記

町営住宅滞納家賃の請求に係る訴えの提起について

町営住宅滞納家賃の請求について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

住所	四万十町	
氏名		
住所	四万十町	
氏名		

2 訴えの要旨

次の判決を求める。

- （1）相手方らは、滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- （2）訴訟費用は相手方の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- （1）地方自治法第153条第1項の規定に基づき、税務課職員を訴訟代理人と定める。
- （2）60万円以下の金銭の支払いを求めた訴訟であるため、民事訴訟法368条の規定に基づく少額訴訟により裁判を求める。
- （3）上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方らと和解することができる。